

総務省 規制の事前評価書
**(衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の実用放送の業務の実施
に向けたマスメディア集中排除原則の緩和)**

所管部局課室名：情報流通行政局 放送政策課

電話：03-5253-5776

メールアドレス：housou-seisaku-kenkyu@soumu.go.jp

評価実施時期：平成28年4月

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点

現行の基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準（以下「マスメディア集中排除原則」という。）においては、放送の多元性・多様性を確保する観点から、衛星基幹放送の業務を行う場合について、以下の規定がある。

- ・ 申請者等※1が保有できる衛星基幹放送のトランスポンダ※2数の合計は4を超えないこと。
- ・ 申請者等である認定放送持株会社の関係会社（以下「認定放送持株会社等」という。）が保有できるBS放送のトランスポンダ数の合計は0.5を超えないこと。

現在、衛星基幹放送に使用可能なトランスポンダは全て使用されている状況であるところ、今般、BS放送及び東経110度CS（以下「110度CS」という。）放送において、新たに左旋円偏波（以下「左旋」という。）の周波数の利用により、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の実用放送（以下「BS等4K・8K放送」という。）に使用可能なトランスポンダが増加することとなった。

また、新たに高精細・高機能な放送サービスを求めない者に対しては、機器の買い換えなどの負担を強いることは避ける必要があることから、BS等4K・8K放送の普及については、段階的に導入することとし、2K・4K・8Kが視聴者のニーズに応じて併存することを前提として、無理のない形で円滑な普及を図ることとしている。

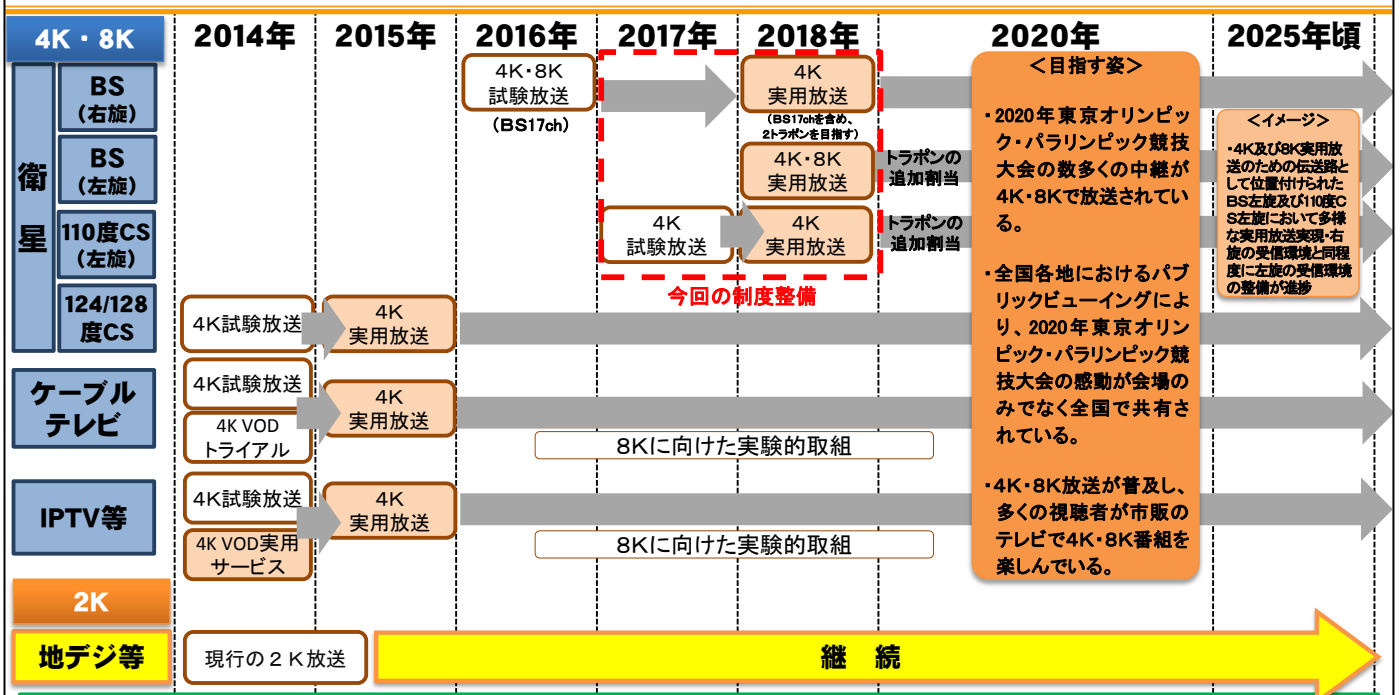
このような状況において、BS等4K・8K放送の実施に向けて、その業務の認定に必要な事項について検討を行った結果、BS等4K・8K放送の普及・発展には既存の衛星基幹放送事業者の番組制作・編集のノウハウや技術を広く活用することが重要であり、この参入を選択肢として認めることが必要であるが、上記現行制度の制約の下では、既存の衛星基幹放送事業者が現在提供している高精細度テレビジョン放送（以下「2K放送等」という。）に加え、新規にBS等4K・8K放送を実施することができないことが想定される。

以上のことから、BS左旋及び110度CS左旋の周波数が使用可能になることにより、使用可能なトランスポンダの総数が現在のおよそ2倍となること等を踏まえ、申請者等及び認定放送持株会社等が衛星基幹放送の業務に使用するトランスポンダ数の制限について、マスメディア集中排除原則の見直しを行う必要がある。

- ※1 申請者等：基幹放送の業務を行うことについて放送法第93条第1項の認定の申請をする者及び当該申請者と支配関係を有する者。
- ※2 トランスポンダ：地上からの電波を受信し、増幅して異なった周波数で再び送信する中継器（三省堂 大辞林より引用）。マスメディア集中排除原則においては、衛星基幹放送の「多様性・多元性」を規律する単位として使用している。

＜4K・8K普及に向けた基本的な考え方 -2K・4K・8Kの関係-＞

【参考】4K・8K推進のためのロードマップ～第二次中間報告(2015年7月)



4K・8Kの普及に向けた基本的な考え方～2K・4K・8Kの関係

- 新たに高精細・高機能な放送サービスを求めない者に対しては、そうした機器の買い換えなどの負担を強いることは避ける必要がある
- 高精細・高機能な放送サービスを無理なく段階的に導入することとし、その後、2K・4K・8Kが視聴者のニーズに応じて併存することを前提し、無理のない形で円滑な普及を図ることが適切

(注1) ケーブルテレビ事業者がIP方式で行う放送は「ケーブルテレビ」に分類することとする。

(注2) 「ケーブルテレビ」以外の有線一般放送は「IPTV等」に分類することとする。

(注3) BS右旋での4K実用放送については、4K及び8K試験放送に使用する1トランスポンダ(BS17ch)を含め2018年時点に割当て可能なトランスポンダにより実施する。この際、周波数使用状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、使用可能なトランスポンダ数を超えるトランスポンダ数が必要となる場合には、BS17chを含め2トランスポンダを目指して拡張し、BS右旋の帯域再編により4K実用放送の割当てに必要なトランスポンダを確保する。

(注4) BS左旋及び110度CS左旋については、そのIFによる既存無線局との干渉についての検証状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、2018年又は2020年のそれぞれの時点において割当て可能なトランスポンダにより、4K及び8K実用放送を実施する。

(注5) 2020年頃のBS左旋における4K及び8K実用放送拡充のうち8K実用放送拡充については、受信機の普及、技術進展、参入希望等を踏まえ、検討する。

(2) 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性

①新設又は改廃の目的

4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合（座長：伊東 晋東京理科大学工学部教授）において、2015年7月に策定された「超高精細度テレビジョン放送の実施に向けたロードマップ」では、BS等4K・8K放送について、2018年の放送開始を目標としている。また、第二次中間報告では「現行の基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準においては、BS放送又は110度CS放送を実施する場合の保有可能トランスポンダ数の上限が定められているが、BS左旋及び110度CS左旋が使用可能になることによりBS放送及び110度CS放

送で使用可能なトランスポンダ総数が増加すること等も踏まえて、今後、制度見直しの必要性を検討していくことが望まれる。」と提言されている。

今般、これを踏まえ、「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令」を改正し、申請者等及び認定放送持株会社等が衛星基幹放送業務に関し使用するトランスポンダ数の制限を緩和することにより、既存の衛星基幹放送事業者によるBS等4K・8K放送への参入を促進し、その早期実現・普及を図ることとしたため。

②新設又は改廃の内容

「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令」により規定されている以下の2点について改正を行う。

- ・ 衛星基幹放送で2K放送等とBS等4K・8K放送のいずれも実施する申請者等については、①2K放送等に係る保有トランスポンダ数と②BS等4K・8K放送に係る保有トランスポンダ数をそれぞれ4トランスポンダ以内とする。
- ・ BS放送を2K放送とBS等4K・8K放送のいずれも実施する認定放送持株会社等については、①2K放送に係る保有トランスポンダ数と②BS等4K・8K放送に係る保有トランスポンダ数をそれぞれ0.5トランスポンダ以内とする。

③新設又は改廃の必要性

現行制度におけるこうしたトランスポンダ数の制限については、放送の多元性・多様性を確保することを目的としているところである。

今般、BS等4K・8K放送の実施に向けて、その業務の認定に必要な事項について検討を行った結果、BS等4K・8K放送の普及・発展には既存の衛星基幹放送事業者の番組制作・編集のノウハウや技術を広く活用することが重要であり、この参入を選択肢として認めることが必要であるが、上記現行制度の制約の下では、既存の衛星基幹放送事業者が現在提供している2K放送等に加え、新規にBS等4K・8K放送を実施することができないことが想定される。

このため、BS左旋及び110度CS左旋が使用可能になることにより使用可能な周波数が拡張され、BS放送及び110度CS放送に使用可能なトランスポンダ総数がおよそ2倍に増加すること等を踏まえ、申請者等及び認定放送持株会社等が衛星基幹放送の業務に使用するトランスポンダ数の制限について、「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令」により規定されている衛星基幹放送の業務に係るトランスポンダ数の制限を放送の多元性・多様性が確保される必要最小限の範囲で緩和する必要がある。

(3) 関連する主要な政策

情報通信（ICT政策） 政策11 放送分野における利用環境の整備

(4) 根拠法令

- ・ 放送法（昭和25年法律第132号）第93条第1項第4号（基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準） 等

(5) 法令の名称・関連条項とその内容 ※改正案の条文

- 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成 27 年総務省令第 26 号）
- ・第 2 条（定義）
 - ・第 8 条第 6 号（申請者等が衛星基幹放送業務に使用するトランスポンダ数の制限の特例）
 - ・第 9 条第 3 号（認定放送持株会社等が B S 放送業務に使用するトランスポンダ数の制限の特例）
 - ・第 14 条（第 8 条第 7 号イ及び改正後の第 9 条第 3 号ハの規定の適用に係る特例）

2. 規制の新設又は改廃案の規制の費用及び便益

(1) 規制の費用

① 遵守費用

新たな遵守費用は発生しない。

② 行政費用

新たな行政費用は発生しない。

③ その他の社会的費用

今回の改正により、申請者等及び認定放送持株会社等が衛星基幹放送の業務に使用するトランスポンダ数の制限が緩和されることとなるため、放送法が要請する放送の多元性・多様性について影響を与える可能性がある。ただし、今般の規制緩和が割当て可能なトランスポンダ数の増加に伴うものであることから、今回の規制緩和による費用は限定的である。

(2) 規制の便益

① 遵守便益

申請者等及び認定放送持株会社等は、衛星基幹放送事業者の B S 等 4 K ・ 8 K 放送への参入が容易になることで、超高精細な映像技術を活用した放送が早期に開始でき、より高画質・高機能なサービスを求める視聴者のニーズに応えることが可能となるとともに、それによる衛星放送市場の拡大・活性化といった効果が期待される。

② 行政便益

新たな行政便益は発生しない。

③ その他の社会的便益

申請者等及び認定放送持株会社等が衛星基幹放送の業務に使用するトランスポンダ数の制限を必要最小限において緩和することは、放送の多元性・多様性を確保しつつ、B S 等 4 K ・ 8 K 放送の早期実現・普及が可能となるものであり、これはより高画質・高機能なサービスを求める視聴者のニーズに応えることが可能となるなど放送法が要請する放送の国民への最大限の普及に寄与する。

3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

申請者等及び認定放送持株会社等は、衛星基幹放送事業者の B S 等 4 K ・ 8 K 放送への参入が容易になることで、超高精細な映像技術を活用した放送が早期に開始でき、より高画質・高機能なサービスを求める視聴者のニーズに応えることが可能となるとともに、それによる衛星放送市場の拡大・活性化といった効果が期待され

る。さらに、申請者等及び認定放送持株会社等が衛星基幹放送の業務に使用するトランスポンダ数の制限を必要最小限において緩和することは、放送の多元性・多様性を確保しつつ、BS等4K・8K放送の早期実現・普及が可能となるものであり、これはより高画質・高機能なサービスを求める視聴者のニーズに応えることが可能となるなど放送法が要請する放送の国民への最大限の普及に寄与する。

その一方で、今回の改正により、申請者等及び認定放送持株会社等が衛星基幹放送の業務に使用するトランスポンダ数の制限が緩和されることとなるため、放送法が要請する放送の多元性・多様性について影響を与える可能性があるが、今般の規制緩和が割当て可能なトランスポンダ数の増加に伴うものであることから、今回の規制緩和による費用は限定的である。

したがって、申請者等及び認定放送持株会社等がBS等4K・8K放送を実施する場合に衛星基幹放送の業務に使用するトランスポンダ数の制限の緩和を行うことは、適当であると考えられる。

4. 規制の新設又は改廃案と代替案との比較

本改正は、放送の普及及び健全な発達の観点から、放送の多元性・多様性の確保に支障がない範囲で規制緩和を行うものであり、現時点においては代替案はない。

5. 有識者の見解、評価に用いた資料その他関連事項

(1) 有識者の見解

「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」（座長：伊東 晋東京理科大学理工学部教授）において、2015年7月に策定された「超高精細度テレビジョン放送の実施に向けたロードマップ」では、BS等4K・8K放送について、2018年の放送開始を目標としている。また、第二次中間報告では、「4K・8Kの普及について、高精細・高機能な放送サービスを無理なく段階的に導入することとし、その後、2K・4K・8Kが視聴者のニーズに応じて併存することを前提としており、無理のない形で円滑な普及を図ることが適切としている。」

「現行の基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準においては、BS放送又は110度CS放送を実施する場合の保有可能トランスポンダ数の上限が定められているが、BS左旋及び110度CS左旋が利用可能になることによりBS放送及び110度CS放送に利用可能なトランスポンダ総数が増加すること等も踏まえて、今後、制度見直しの必要性を検討していくことが望まれる。」と提言されているところ。

(2) 評価に用いた資料その他関連事項

- 「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」の「中間報告」（平成26年9月公表）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000039.html

- 「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」の「第二次中間報告」（平成27年7月公表）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000058.html

6. レビューを行う時期又は条件

今後のBS等4K・8K放送の実施状況を踏まえ、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。